

第7回九州厚生局 地域共生社会推進会議	参考資料
令和7年11月10日	

九州厚生局地域共生社会推進会議設置要綱

九州厚生局地域共生社会推進会議設置要綱

（設置）

第1条 九州厚生局管轄区域内（以下「管内」という。）における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組の支援を進めることを目的として、九州厚生局に「九州厚生局地域共生社会推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる市町村等の取組への具体的な支援策に関する事項について検討し、協議を行う。

- （1）優良事例・ノウハウの横展開の推進に関する事項
- （2）他省庁と連携した取組の推進に関する事項
- （3）その他、管内の地域共生社会の推進に関して必要な事項

（組織）

第3条 推進会議の構成員は、別紙に掲げる団体及び者をもって充てる。

（開催等）

第4条 推進会議は、九州厚生局長が招集する。

2 九州厚生局長は、必要と認めるときは、推進会議を招集せず、構成員への持ち回りにより議事を進めることができる。

（庶務）

第5条 推進会議の庶務は、九州厚生局関係各課の協力を得て、九州厚生局企画調整課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、九州厚生局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月17日から施行する。

(別 紙)

九州厚生局地域共生社会推進会議の構成団体及び構成員

区分	構成団体及び構成員	
県	福岡県福祉労働部福祉総務課長	
県	佐賀県健康福祉部社会福祉課長	
県	長崎県福祉保健部福祉保健課企画監	
県	熊本県健康福祉部健康福祉政策課長	
県	大分県福祉保健部福祉保健企画課 地域共生社会推進監	
県	宮崎県福祉保健部福祉保健課長	
県	鹿児島県保健福祉部社会福祉課長	
県	沖縄県生活福祉部福祉政策課長	
市町村	佐賀県鳥栖市高齢障害福祉課長	
医療等関係者	福岡県医師会副会長	平田 泰彦
医療等関係者	宮崎県歯科医師会副会長	佐野 裕一
医療等関係者	熊本県薬剤師会専務理事	中村 繁良
医療等関係者	長崎県看護協会副会長	中尾 優子
福祉等関係者	大分県手をつなぐ育成会理事	村上 和子
福祉等関係者	福岡県社会福祉協議会事務局長	堀 圭介
福祉等関係者	九州障害者支援施設協議会会長	三浦 貴子
有識者	特別養護老人ホーム白寿園施設長	鴻江 圭子
有識者	長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科 地域医療学教授	永田 康浩
有識者	NPO法人抱樸理事長	奥田 知志
有識者	佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局長	馬場 文則